

○厚木市母子家庭等家賃助成条例

昭和54年6月26日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭等に対し家賃の一部を助成することによって、母子家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的とする。

(昭61条例11・平2条例15・平13条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「母子家庭等」とは、配偶者のない者が現に児童を養育している家庭をいう。

2 この条例において「配偶者のない者」とは、配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる者をいう。

(1) 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない者

(3) 配偶者から遺棄されている者

(4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

(5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

(6) 婚姻によらないで父又は母になった者であって現に婚姻をしていないもの

3 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(平13条例4・全改、平15条例34・一部改正)

(助成の対象)

第3条 家賃の助成は、市内に住所を有する母子家庭等の父又は母に対し行う。

2 前項の規定にかかわらず、家賃の助成は、同項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

(1) 当該世帯の所得が規則で定める額を超える額であるとき。

(2) 当該家賃の月額が1万円に満たない額又は6万円を超える額であるとき。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく住宅扶助を受けているとき。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく住宅支援給付を受けているとき。

(平13条例4・全改、平20条例9・平26条例2・一部改正)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(平2条例15・一部改正)

(申請及び決定)

第5条 家賃の助成を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

(昭61条例11・平13条例4・一部改正)

(助成期間及び支払期月)

第6条 家賃の助成は、前条の規定による助成を申請した日の属する月から助成すべき事由の消滅した日の属する月まで行う。

2 助成金は、毎年4月、8月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、同項の支払期月以外の月に助成すべき事由が消滅した場合におけるその月までの助成金については、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(昭61条例11・平2条例15・平13条例4・一部改正)

(助成金の返還)

第7条 市長は、家賃の助成を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により家賃の助成を受けたと認められるときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(昭61条例11・平2条例15・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第12号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第11号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第4号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度におけるこの条例による改正後の厚木市母子家庭等家賃助成条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「18歳」とあるのは、「20歳」とする。

附 則(平成15年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正後の第2条第3項に規定する児童(改正前の第2条第3項に規定する児童を除く。)を養育していた期間のある配偶者のない者の家庭は、改正後の第2条第1項に規定する母子家庭等とみなす。

3 前項の規定により母子家庭等とみなされた家庭の父又は母は、当該期間に係る家賃の助成を市長に申請することができる。

4 市長は、前項の申請があった場合において、当該期間において当該父又は母が改正後の第3条第2項各号のいずれにも該当しないときは、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、当該期間に係る家賃を助成する。

5 前項の家賃に係る助成金は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、一括して市長が別に定める日に支払う。

附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(昭61条例11・全改、平2条例15・平13条例4・一部改正)

| 家賃月額区分 | 助成金の額 |
|--------------------|------------|
| 10,000円以上13,000円未満 | 月額 1,300円 |
| 13,000円以上16,000円未満 | 月額 2,600円 |
| 16,000円以上19,000円未満 | 月額 3,900円 |
| 19,000円以上22,000円未満 | 月額 5,200円 |
| 22,000円以上30,000円未満 | 月額 6,500円 |
| 30,000円以上46,000円未満 | 月額 7,800円 |
| 46,000円以上50,000円未満 | 月額 9,100円 |
| 50,000円以上60,000円以下 | 月額 10,000円 |